

**改正**

平成20年6月20日告示第14号

平成21年3月31日告示第69号

平成26年3月31日告示第65号

平成27年3月31日告示第72号

平成31年4月1日告示第16号

令和2年3月4日告示第54号

F S Cの森整備事業費補助金交付要綱

F S Cの森整備事業費補助金交付要綱を次のように定め、平成19年度分の補助金から適用する。

(目的)

**第1** 住田町森林認証グループ会員（住田町を除く。以下「補助事業者」という。）が、F S C森林認証対象森林（以下「認証林」という。）の持続可能な森林管理の推進のため、認証林の森林整備（再造林、下刈、除間伐、枝打ち、間伐及び獣害防止施設整備）に要する経費に対して、予算の範囲内で住田町補助金交付規則（昭和33年住田町規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

**第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 再造林 人工林の伐採跡地に苗木の植栽を行うことをいう。植栽のための地拵えを含む。
- (2) 下刈 林齢が1齢級（5年生）までの人工林で行う雑草木の除去及びこれらに伴う作業をいう。
- (3) 除間伐 林齢が3齢級から7齢級（11年生から35年生）の人工林で行う不用木の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (4) 枝打ち 林齢が3齢級から6齢級（11年生から30年生）の人工林で行う林木の枝葉の一部の除去（枝下高2 mまたは4 m）をいう。
- (5) 間伐 林齢が8齢級から10齢級（36年生から50年生）の人工林（アカマツ天然林を含む。）で行う不用木の除去及び不良木の淘汰をいう。
- (6) 獣害防止施設整備 健全な森林の造成及び保全を目的として行う野生鳥獣による森林の被害を防止するための防護ネット柵及び食害防止チューブの設置又は補修をいう。

(補助対象経費及び補助額)

第3 第1に規定する経費及び補助額は、次のとおりとする。

| 補助対象経費                    | 補助額   |
|---------------------------|---|
| 再造林に要する経費                 | 1ヘクタール当たり150,000円以内とし、国及び県の補助を受ける場合は、その額を控除した額(1円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)とする。                          |
| 下刈に要する経費                  | 1ヘクタール当たり30,000円以内とし、国及び県の補助を受ける場合は、その額を控除した額(1円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)とする。                           |
| 除間伐、枝打ち及び間伐に要する経費         | 全額とする。<br>ただし、国・県等の補助及び売却収入がある場合の補助金の額は、補助対象経費から、国・県等の補助及び売却の額を控除した額とする。<br>なお、1円未満の端数については切り捨てとする。 |
| 獣害防止施設整備に要する経費<br>(資材費含む) | 1 設置<br>実費から国及び県等の補助を控除した額とする。<br>2 補修<br>実費の8/10以内の額(1円未満の端数があるときは、これを切捨てた額)とする。                   |

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に附する条件とする。

- (1) 作業を依頼して実施する場合又は自力で作業を実施する場合であること。
- (2) 施業地ごとの面積が全て0.1ha以上であること。
- (3) 再造林の植栽本数は、次の本数以上であること。

スギ 2,000本/h a

アカマツ 2,800本/h a

カラマツ 1,800本/h a

- (4) 下刈は、全刈または筋刈とし、8月までに現場作業を完了するものであること。
- (5) 除間伐又は間伐の場合は、目的木の総本数のおおむね25%以上に当たる立木を伐採するも

のであること。

- (6) 既存の補助事業により除伐及び間伐を実施した認証林については、その完了年度の翌年度から起算して5年を経過しているものであること。
- (7) 獣害防止施設整備は、原則として、岩手県の定める「鳥獣害防止施設等整備実施基準（平成11年12月20日緑第805号）」第2条に準じること。
- (8) 当該補助金の交付を受けて設置及び補修した防護ネット柵は、補助事業者の責任において、その機能を良好な状態で保持するよう維持管理に努めること。
- (9) 当該補助金の交付を受けて設置した食害防止チューブは、補助事業者の責任において、シカ等の食害を受ける以上の高さに十分な枝張りが見られ、樹幹が食害防止チューブの径をおおよそ占めるまで肥大成長したことを確認した以降において、適期のうちに取り外しを行うなど、成長の妨げとならない施業を行うこと。
- (10) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は住田町森林認証グループ会員であること。
- (11) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は森林以外の用途への転用又は皆伐を行わないこと。

（申請書の取り下げ期日）

**第5** 規則第8条に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（提出書類及び期日）

**第6** 規則に定める書類及び提出期日は、別表1のとおりとする。

（補則）

**第7** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**前文**（抄）（平成20年6月20日告示第14号）

平成20年度分の補助金から適用する。

**前文**（抄）（平成21年3月31日告示第69号）

平成21年4月1日から施行する。

**前文**（抄）（平成26年3月31日告示第65号）

平成26年4月1日から施行する。

**前文**（抄）（平成27年3月31日告示第72号）

平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第16号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月4日告示第54号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1

| 条項                | 提出書類及び添付書類                                       | 様式                | 提出部数 | 提出期日                     |
|-------------------|--|-------------------|------|--------------------------|
| 規則第4条の規定による書類     | F S C の森整備事業費補助金交付申請書<br>1 事業計画書<br>2 収支予算書      | 第1号<br>第2号<br>第3号 | 1部   | 事業実施の14日以前               |
| 規則第6条の規定による書類     | F S C の森整備事業変更（中止、廃止）承認申請書<br>1 事業計画書<br>2 収支予算書 | 第4号<br>第2号<br>第3号 | 1部   | 変更（中止、廃止）の理由が生じた日から14日以内 |
| 規則第13条第1項の規定による書類 | F S C の森整備事業費補助金交付請求書<br>1 事業実績書<br>2 収支精算書      | 第5号<br>第2号<br>第3号 | 1部   | 事業が完了した日から14日以内          |